⑺　Time-limit for submission of verification documents : 12 : 00, November 14, 2018
⑻　Contact point for the notice : Nishiue, Sato, Department of general affairs, JKA 1―2―70 Konan, Minato-ku, Tokyo 108―8206, Japan TEL 03―4226―3504 E-mail : nyuusatsu@keirin-autorace.or.jp

## 入札公告の取消

平成30年9月26日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　長田　　信
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
**○第15号**
平成30年7月4日付（号外政府調達第124号10ページ）掲載の入札公告「船舶（海面清掃兼油回収船）「Dr.海洋」外２隻修理　１式」を取り消します。

## 入札公告の取消

平成30年9月26日
国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
**○第18号**
平成30年9月3日付（号外政府調達第166号・25ページ）掲載の入札公告第18号「X線ＣＴ診断システム　一式」を取り消します。

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年9月26日
支出負担行為担当官
東京航空局長　鶴田　浩久
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
**○東空契第337号**
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事件名　東京航空交通管制部空気調和設備工事
⑶　工事場所　東京航空交通管制部：埼玉県所沢市並木１―12
⑷　工事内容等
【主要機器】
冷凍機　３台
冷却塔　３台
ユニット形空気調和機　５台
空冷ヒートポンプ式マルチ形空気調和機６系統（室内機55台、屋外機６台）
ポンプ類　17台
ヘッダー類　20台
空気清浄装置　３台
送風機類　34台
膨張タンク　１台
空気調和装置動力制御盤　５面
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年３月19日まで
⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。
⑺　総合評価落札方式による実施　本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ）により実施する。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　契約後ＶＥ方式による実施　本案件は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　建設リサイクル法対象工事　本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　週休２日促進工事　本案件は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。（詳細は、仕様説明事項書による。）
2　競争参加資格
下記に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設工事共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者（以下「単体」という。）であること。
なお、特定ＪＶとしての競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　東京航空局における「管工事業」に係る平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始手続きの申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であり、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した経営事項評価点数（以下「点数」という。）が、1,100点以上であること（なお、特定ＪＶにより参加を希望する場合、代表者及び代表者以外の構成員に係る点数が1,100点以上であること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成30年９月26日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑸　競争参加資格確認申請書等の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から指名停止を受けていない者であること。
⑹　入札を参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑻　当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　次に掲げる施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。
特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体並びに代表者以外の構成員にあっては、平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した下記の要件を満たす工事の施工実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る）。なお、当該実績が国土交通省の発注した工事である場合には、工事成績評定の評定点が65点未満である者を除く。
①　設備内容：冷熱源機器を有するユニット形空調機を用いた空調設備
②　設備規模：空調対象延べ床面積11,600㎡以上
③　監視方式：中央監視方式
④　空調機制御方式：電気式、電子式又はデジタル式
上記①②③④の条件を、同一工事で満たすこと。ただし、新設、更新、増設は問わない。
⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置されなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当する場合は、専任の義務を要する。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。
②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体並びに代表者以外の構成員は、上記⑼に示す要件を満たす工事の経験を有する者であること。